

【よくある質問と回答（FAQ）】地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の公募

No	該当資料	該当項目	質問	回答	
1	公募要領		本事業は補助事業か。	補助事業ではありません。本事業は、地域循環共生圏の創造に向け、地域の実情に応じた地域循環共生圏の創造、支援のあり方や効果を測る指標等の検討を実践的に行うため、地域での実証を行うことを目的としており、選定された活動団体には、「地域の総合的な取組となる経済合理性と持続可能性を有する構想策定及びその構想を踏まえた事業計画の策定」、「地域の核となるステークホルダーの組織化」等の環境整備に、請負者と事業実施に係る協定を締結の上取り組んでいただきます。活動団体が取組に要した経費は、請負者が活動団体1団体あたり200万円を上限として負担します。	
2			I 1.公募目的	「地域循環共生圏」とは、「環境モデル都市」や「SDGs未来都市」のように国（環境省）が地方公共団体や地域を「地域循環共生圏」として選定又は認定するものか。また、本公募はその一環か。	「地域循環共生圏」とは、各地域がそれぞれに保有する地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、選定や認定を行う制度ではありません。 なお、環境省では、地域循環共生圏のコンセプトに基づき、地域循環共生圏を創造している又はしたい地域・団体の登録制度「地域循環共生圏実践地域等登録制度」を設けています。登録された実践地域等については概要・取組状況を広く公開し、企業による支援や人材の確保、登録地域や企業等の交流を促しています。登録地域・団体向けに、事務局からのメール配信（メルマガ）により環境省が主催する会議・イベントなど各種の情報提供を実施しています。
3			I 2.公募対象	地方公共団体との連携について、多数の地方公共団体と連携していた方がよいのか。又は、1団体とでも連携を行ってよいのか。	1団体とでも地方公共団体との連携を行っていただければ差し支えありません。
4				公募対象は「地方公共団体と地域循環共生圏創造のために連携している民間団体もしくは協議会」とあるが、「連携」とは具体的にどのような状態を指すのか。	【参考ひな形】に記載の通り、地方公共団体に本事業の応募書類を共有したうえで、申請内容に賛同し、協働して取り組むことを地方公共団体が表明してください。
5			I 3.審査	本公募に応募した場合に、当該応募団体が環境省の他の補助事業への応募を制限されることはあるか。	他の補助事業への応募が制限されることはありませんが、公募要領に記載のとおり、今回申請する活動に対して、既に他の補助金等の支援を受けている場合は、内容の重複部分の費用計上はできません。また、本公募の選定後においても、内容の重複部分に対して、他の国の補助金等の支援を受けることはできません。
6			(3) 活動団体の決定	他の補助事業等と同時に応募又は既に他の補助事業等を活用している場合の応募は可能か。	いずれも可能ですが、公募要領に記載のとおり、今回申請する活動に対して、既に他の補助金等の支援を受けている場合は、内容の重複部分の費用計上はできません。また、他の補助事業等と同時に応募する場合も同様です。また、本公募の選定後においても、内容の重複部分に対して、他の国の補助金等の支援を受けることはできません。
7			I 4.選定における審査項目	現在、協議会の立ち上げ準備中であり、定款や規約は「案」となるが差し支えないか。	今後、協議会を設置予定の場合も応募は可能です。その場合、定款・規約（案）や設置要綱（案）、会員名簿（案）等をご提出ください。
8			(1) 書面審査における審査項目		
9			I 6.応募方法等	「活動団体の概要が分かる説明資料」について、最近設立した新しい団体のため、実績がない。どのようなことを記載すべきか。	「活動団体の概要が分かる説明資料」については、過去の実績等に限定していません。例えば、団体の設立趣旨や団体がどのようなことを行っている（行う予定）か等を記載した資料をご提出ください。
10			(3) 応募に必要な書類	提出方法として、直接の持込にて提出してよいのか。	公募要領に記載のとおり、提出方法は電子メール送信のみとします。
11			(4) 提出方法等	本公募について質問がある場合、電話又は直接訪問により質問してよいのか。	公募要領に記載のとおり、質問・問合せは電子メールにて受け付けます。電話、来訪等による質問・問合せには対応しません。
12			I 6.応募方法等	本公募について質問がある場合、電話又は直接訪問により質問してよいのか。	公募要領に記載のとおり、質問・問合せは電子メールにて受け付けます。電話、来訪等による質問・問合せには対応しません。
13			(6) 応募に関する質問の受付及び回答	請負者が活動団体1団体あたり200万円を上限として負担する経費について、個別具体の事業に活用してもよいのか。	本事業で請負者が負担する活動団体の取組経費は、あくまでも地域循環共生圏創造のための地域の基盤となる環境整備に用いる経費であり、個別具体の事業の経費として使用されることは想定していません。
14			I 7.採択後の取組内容、事業予算等	請負者が活動団体1団体あたり200万円を上限として負担する経費について、事前に概算払いにより交付してもらうことは可能か。	公募要領に記載のとおり、本公募で選定された活動団体は、後日決定する請負者と事業実施に係る協定を締結の上事業を実施していただきます。 そのため通常の補助金交付のように、環境省又は請負者から各活動団体へ概算払い等の方法で交付するのではなく、請負業務の請負者が活動団体の取組に要した経費を請求者に支払う等の方法を想定しています。具体的な経費処理手続の方法については、後日決定する請負者が示す「経費処理マニュアル（仮）」に基づき処理してください。
15		請負者が活動団体1団体あたり200万円を上限として負担する経費について、地方公共団体が活動団体として選定された場合、地方公共団体側での予算措置は必要ないか。	請負事業者からの精算払いが原則となりますので、予算措置をお願いします。なお、一時的な費用の支払いが困難な場合に限り、経理担当から支払先への直接払いが可能です。また、対象外経費（例えば、何らかの設備の購入、上限額を超えるイベントの実施等）が生じる場合にも活動団体側にて予算措置を行っていただく必要があります。		
16	(その他)	公募要領に、「本公募は、令和5年度予算成立を前提に行うもの」とあるが、当自治体は、6月定例会での補正予算対応を予定している。この場合、応募要件は満たさないのか。	公募要領の「本公募は、令和5年度予算成立等を前提に行うもの」との記述については、国の予算成立を意味しており、応募する地方公共団体側の予算措置の有無は応募及び審査の要件とはしていません。		

No	該当資料	該当項目	質問	回答
15	【様式1】		押印は必要か。	押印は不要です。ただし、文書の真正性を確保するため、本公募への申請に係る責任者及び担当者の氏名、連絡先等を必ず明記してください。なお、4.の本事業において地方公共団体の協力を証する文書についても同様です。
16		本事業において地方公共団体の協力を証する文書	本事業において地方公共団体の協力を証する文書について、記載者はどの役職にすればよいか。	公募要領に記載の通り、地方公共団体の記載者について役職は問いません。
17	【様式2】	2.実施体制	実施体制について、選定後の本事業開始時又は事業完了時において、構成員が応募時とは違っていても差し支えないか。 また、協議会の構成員として必須となる機関・組織等はあるか。	実施体制については、本公募の応募・審査の要件を逸脱しない範囲や事業実施に支障のない範囲での構成員の変更は差し支えないものと考えられます。 また、構成員として必須となる者は特に定めていませんが、地方公共団体以外が応募団体となる場合には、地方公共団体との連携を必須としていますので、通常は地方公共団体が構成員に含まれるものと考えられます。
18		3.実現したいローカルSDGs事業	「実現したいローカルSDGs事業」とは「将来的に実現したい事業」という理解でよいか。もしくは、本公募における「事業期間内に実現したい事業」を意味するか。	「将来的に実現したい事業」で構いません。なお、構想等が既にある程度練られている事業や、取組優先度の高い事業、既に着手済みの事業がある場合には、それらを記載ください。
19			「有効性の評価手法」は、定量的又は定性的なものいずれでもよいか。	可能な限り定量的に評価できるものを記載ください。
20	(その他)		本事業を活用し事業計画を策定した場合、活動団体を対象とした補助事業が実施されることはあるか。	対象を本事業の活動団体に限定した補助事業は現時点では想定していません。
21			提出前に応募書類の内容を確認してもらえるか。	公平性の観点から事前の申請内容の確認にはご対応できかねます。